

みやこ町告示第102号

みやこ町定住促進住宅購入助成金交付要綱を次のように定める。

令和2年12月18日

みやこ町長 井上幸春

みやこ町定住促進住宅購入助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、みやこ町（以下「町」という。）への定住を図り、活力あるまちづくりを推進するため、町内で新築住宅又は中古住宅を購入した所有者（不動産登記法（平成16年法律第123号）に定める所有者をいい、共有名義の場合は、その代表者をいう。以下同じ。）に対し、みやこ町定住促進住宅購入助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、みやこ町補助金等交付規則（平成18年みやこ町規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象住宅)

第2条 この告示において、助成金の対象となる住宅は、所有者自らの居住の用に供する目的で購入され、独立した生活を営むことができる機能を有した家屋であつて、不動産登記法に基づき登記した住宅（以下「対象住宅」という。）をいい、対象住宅の種類は、次に掲げるものとする。

(1) 新築住宅 町内に新たに建築された住宅をいう。ただし、新築で未使用の住宅であっても、同法に定める当該住宅の表示に係る登記をした日から1年以上経過した後に当該住宅に住所を有した場合（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき町の住民基本台帳に記録されることをいう。）は、次号の中古住宅として取り扱う。

(2) 中古住宅 既に町内に存在する住宅をいう。ただし、当該住宅を購入した相手方は、所有者の3親等以内の親族でない者とする。

(交付要件)

第3条 助成金は、町内に定住することを目的として、令和2年1月2日以降に対象住宅を購入した所有者で、申請時において次に掲げる全ての要件を満たすものに交付する。

(1) 所有者が当該対象住宅の所在する地番に住所を有し（住民基本台帳法に基づき町の住民基本台帳に記録されることをいう。）、かつ、生活の本拠としているこ

と。

- (2) 所有者が長期にわたり対象住宅に居住し、及び町に定住の意思を持っていること。
- (3) 所有者及び所有者と同一の世帯に属する者全員が納期限到来分の町税等納付金を完納していること。
- (4) 所有者又は所有者と同一の世帯に属する者が、過去に町から同様の助成金の交付を受けていないこと。
- (5) 所有者及び所有者と同一の世帯に属する者が、いずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、次に掲げる金額の合計額とし、10万円を限度とする。

- (1) 住宅助成金 新築住宅については5万円、中古住宅については3万円とする。
- (2) 子育て加算金 申請時において、所有者と同一の世帯に属する18歳に到達した日以後の最初の3月31日までの者がいる場合は、対象となる者1人につき1万円とする。
- (3) 町内業者加算金 新築住宅を購入する際、町内建築業者（町に本店、支店、営業所等（以下「本店等」という。）を構え、町に設立届等が提出されている建築業者で、その本店等が法人町民税の課税対象となるもの又は町内に住所を有し建築業を営む個人をいう。以下同じ。）と請負契約を締結した場合は、3万円とする。

2 前項第2号及び第3号に規定する加算金は、当該助成金の申請時において要件を満たしている場合のみ交付するものとする。

(申請期間)

第5条 助成金を申請することができる期間は、対象住宅を購入後、当該対象住宅に住所を有した日（住民基本台帳法に基づき町の住民基本台帳に記録された日のことをいう。）から1年間とする。ただし、対象住宅を購入する際、住所の移動が発生しない場合は、不動産登記法に定める登記原因の発生日から1年間とする。

(交付申請)

第6条 所有者は、みやこ町定住促進住宅購入助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、前条で定める期間内に町長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）

- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 対象住宅の登記事項証明書の写し
- (4) 町内建築業者と請負契約した場合は、対象住宅の請負契約書の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めたときは、みやこ町定住促進住宅購入助成金交付決定通知書（様式第3号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 前条に規定する交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、みやこ町定住促進住宅購入助成金交付請求書（様式第4号）により、助成金の交付を町長に請求するものとする。

2 町長は、前項に規定する請求を受けたときは、その内容を審査し、及び交付決定者の指定する金融機関の口座に振り込む方法により交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第9条 町長は、必要があるときは、交付決定者その他関係者等に対し報告及び立入調査を求めることができる。

(交付の返還等)

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付の決定を取り消し、又は中止し、及び交付決定を受けた助成金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。ただし、町長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正行為があったとき。
- (3) 第7条に規定する交付決定通知を受けた日から1年以内に交付決定者の属する世帯全員が転出したとき。
- (4) 第7条に規定する交付決定通知を受けた日から1年以内に当該対象住宅を第三者に譲渡したとき。
- (5) その他町長が適当でないと特に認めたとき。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和2年1月2日からこの告示の施行の日の前日までに対象住宅を購入した者については、この告示による交付対象者とし、その者の申請期限は、第5条の規定にかかわらず、施行の日から1年以内とする。